

新型コロナウイルス ワクチン接種情報



65歳未満の人のワクチン接種のお知らせ

65歳未満の人の新型コロナワクチン接種のクーポン券は、年齢により段階的に送付します。40～64歳（昭和32年4月2日～昭和57年4月1日生まれ）の人は7月7日㈪、16～39歳（昭和57年4月2日～平成17年6月30日生まれ）の人は7月14日㈪発送予定です。

※12～15歳の子どものクーポン券発送時期は、決まり次第、広報紙やホームページなどでお知らせします。

〈集団接種のスケジュール〉

		7月	8月
40～64歳	基礎疾患を有する人・高齢者施設等の従事者	クーポン券発送 7月7日	先行予約期間
	一般の人		一般予約受付
16～39歳	基礎疾患を有する人・高齢者施設等の従事者	クーポン券発送 7月14日	先行予約期間
	一般の人		一般予約受付

集団接種については、基礎疾患がある人と高齢者施設等の従事者は、先行予約期間を設けて優先的に受け付けます。予約時に申告してください。

基礎疾患や高齢者施設等従事者の確認は、予約時の自己申告と接種前の予診で行います。基礎疾患の診断書等の提出は必要ありません。

◆基礎疾患がある人とは

- ①次の病気や状態の人で、通院または入院している人
- 慢性の呼吸器の病気
 - 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
 - 慢性の腎臓病
 - 慢性の肝臓病（肝硬変など）
 - インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
 - 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
 - ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患

- 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障がいなど）
- 染色体異常
- 重症心身障がい（重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態）
- 睡眠時無呼吸症候群
- 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障がい（療育手帳を所持している場合）

②基準（BMI30以上）を満たす肥満の人

※BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

◆高齢者施設等の従事者は伊賀市に住民票がある人のみです。勤務地は問いません。

身近な医療機関で接種を受ける個別接種と、市が開設する会場で接種を受ける集団接種があります。予約受付開始日や予約の方法など詳しくは、クーポン券に同封する案内文でお知らせしますのでご確認ください。

○伊賀市ホームページ
「新型コロナワクチン接種について」



○伊賀市 LINE 公式アカウント
検索 ID 「@igacity」



【問い合わせ】

伊賀市新型コロナワクチン専用コールセンター

☎ 0120-849-064

受付時間 月曜日から土曜日、
午前8時30分～午後5時

※通話による問い合わせが困難な人はファックスでお受けします。

FAX 22-9694（ワクチン接種推進課）

◆外国語での問い合わせ

○ポルトガル語 ☎ 0120-257-863

○スペイン語 ☎ 0120-257-864

受付時間 月・水・土曜日
午前8時30分～午後5時

新しい被保険者証はピンク色です

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、生活保護受給の人を除く75歳以上のすべての人が被保険者です。後期高齢者医療制度の被保険者になると、それまで加入していた公的医療保険（国民健康保険・会社の健康保険など）から脱退することになります。

65歳以上で一定の障がいがあり、申請により広域連合の認定を受けた人も加入できます。詳しくは、お問い合わせください。

被保険者証が変わります

7月中旬に新しい被保険者証（ピンク色）を簡易書留で郵送します。届いたら、負担割合を確認してください。

現在の被保険者証（若草色）は、8月1日（日）以降使用できません。保険年金課または各支所住民福祉課の窓口にて返却するか、自分で責任を持って破棄してください。



限度額適用認定証などの交付

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証が利用できます。

認定証の交付には申請が必要です。※現在交付を受けている人で、所得区分に変更がない場合は、7月下旬に新しい認定証を郵送します。

【対象者】

- 限度額適用認定証：住民税課税所得145万円以上690万円未満の被保険者・同じ世帯に属する被保険者
- 限度額適用・標準負担額減額認定証：世帯全員が住民税非課税の被保険者

保険料をご確認ください

7月中旬に保険料額と納付方法を通知しますので、必ず確認してください。



【問い合わせ】
 ○ 三重県後期高齢者医療広域連合事業課
 ☎ 059・221・6883 / 6884
 ○ 保険年金課 ☎ 22・9660
 FAX 26・0151
 ✉ hoken@city.iga.lg.jp

保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則年金天引き（特別徴収）です。

ただし、年金の受給額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が年金の1回あたりの支給額の2分の1を超える場合は、納付書または口座振替での納付（普通徴収）となります。

年度途中で75歳になる人は、資格取得後、半年から1年間は納付書払いで、その後年金天引きに自動的に切り替わります。

【特別徴収】

年間保険料額の決定通知書を送りますので、10月・12月・2月の天引き予定額を確認してください。

○ 年金天引きから口座振替に変更できます

希望する人は保険年金課にお問い合わせください。

【普通徴収】

年間保険料額の決定通知書と納付書を送ります。

○ 保険料は納期限内に納めましょう
納期限を過ぎて納付がない場合は督促状を送付します。

○ 納付書払いから口座振替に変更できます

○ 口座振替を希望する金融機関で手続きをしてください。

75歳になる前まで国民健康保険税が口座振替でも、後期高齢者医療保険料へは引き継ぎませんので、改めて口座振替の手続きが必要です。

保険料の減免・徴収猶予

災害にあつたときや、生活困窮により保険料の納付が難しい人は、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます。場合がありますので、ご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる人は保険料の減免の対象となる場合があります。

